⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。

⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　入札説明書の交付を直接受けた者であること。（３⑶の交付方法により直接入札説明書を入手した者であること。）

⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

⑻　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能新エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

３　証明書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）

https://www.geps.go.jp/

〒270―2218 千葉県松戸市五香西６―12―１　国土交通省関東地方整備局関東技術事務所経理課専門官　末木　信一　ＴＥＬ047―389―5122　内線230

⑵　紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成29年９月27日から平成29年11月27日までとする。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等、ＵＳＢは不可）を上記⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成29年９月27日から平成29年11月24日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、８時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

⑷　電子調達システムによる証明書等の提出期限、紙入札による証明書等の提出期限　平成29年11月７日13時00分

⑸　電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限　平成29年11月24日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成29年11月27日14時00分　国土交通省関東地方整備局関東技術事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

１）電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を上記３⑷の提出期限までに、上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

２）紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を３⑷の提出期限までに、３⑵に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。

⑷　落札対象　当該業務の仕様に関する資料は、契約担当官等において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該業務の仕様に関する資料に係る入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無。

⑼　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaru Suzuki General Manager of Kanto Technology Development Office, Kanto Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity used in the Kanto Technology Development Office jurisdiction.

⑷　Delivery period : From 1 March, 2018 through 28 February, 2019.

⑸　Delivery place : as in the tender documentation.

⑹　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system

https://www.geps.go.jp/

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

２）have Grade A, B, C or D on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kanto Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency). in the fiscal year 2016／2017／2018

３）not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.

４）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

５）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

６）have registered in accordance with Article 2―2, Electricity Utilities Industry Law

７）Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 and environmental impact

⑻　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13 : 00　7 November, 2017

⑼　Time-limit for tender : 16 : 00　24, November 2017.

⑽　Contact point for the notice : Nobukazu Sueki Contract Section, Accounting Division, Kanto Technology Development Office, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 6―12―1 Gokounishi, Matudo-shi, Chiba-ken, 270―2218, Japan, TEL 047―389―5122 ex. 230